

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年8月26日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

（ラ・ムー西条寺家店）

(2) 所在地

東広島市西条町寺家字久保之谷6499番2外

2 意見の概要

当該大規模小売店舗の敷地の西側出入口前の開発道路（以下「開発道路」という。）に、次に掲げる理由から右折レーンを設置するよう求める。

(1) 国道486号に接する当該大規模小売店舗の敷地の東側出入口及び国道486号と開発道路の交差点の位置は、国道486号と県道吉川西条線の交差点に近く、通勤の時間帯には非常に混雑するため、夕刻時に退店する車両が当該東側出入口及び国道486号と開発道路の交差点から国道486号へ容易に右折ができないと考えられる。

(2) 開発道路は、日本通運株式会社の出入口に連絡しているため、車両の運行及び通行者の安全性を考慮する必要がある。

3 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年8月26日（金）から平成23年9月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号